

## 令和4年度 第1回米原市介護保険運営協議会 議事概要

日時：令和4年7月14日（木）

午後6時57分～午後8時40分

場所：米原市役所本庁舎 コンベンションホールA

### 1. 開 会

事務局：皆さん、こんばんは。本日は、令和4年度第1回「米原市介護保険運営協議会」をご案内させていただきましたところ、公私ともにご多用の中、また足元の悪い中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。定刻少し早いですが、皆さんお揃いいただきましたので、これから始めさせていただきたいと思います。まず、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 2. あいさつ

会 長：皆さん、こんばんは。梅雨が明けたはずなのに何故か外は梅雨という状態でございます。足元の悪い中、わざわざ来ていただいてありがとうございます。

この頃は、日本で起こらないような手製の銃で撃たれるような事件が起きたり、コロナもちょっと落ち着いてきたかと思ったらまた増えていくという明るいニュースが全くございません。そんな中で少し明るいのは、米原市が筑波大学と組んでされている介護予防の運動がNHKテレビに出た、ということぐらいかとは思いますが、介護の問題というのは待ってられませんので、また先に進めていかなくてはなりません。皆さんのご協力をもって協議会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。続きまして、4月の人事異動に伴いまして事務局の体制が変更しておりますので、職員の自己紹介をさせていただきます。

#### 【職員の自己紹介】

本日は15名の委員中、11名の皆様のご出席で、半数以上の出席をいただいております。米原市介護保険条例施行規則第30条第2項の規定により、過半数の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより会議を始めさせていただきます。これからの進行につきましては、会長

にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 3. 協議・報告事項

会 長：それでは、次第に基づいて、会議を進めていきたいと思いますので、皆様のご協力を  
よろしくお願いたします。では、「(1) 介護保険の運営状況について」の説明を事務局よ  
りお願いたします。

#### (1) 介護保険の運営状況について

事 務 局：＜資料に基づき順次説明＞

会 長：ありがとうございました。ただいま説明をいただきましたけども、何かご質問やご意  
見等はございますでしょうか。

委 員：追加資料3の介護サービス事業所の指定・更新状況について、この休止というのは、  
いつかは再開できるという形での休止なのかということと主な休止の原因を教えてください。

事 務 局：制度変更により、居宅介護支援事業所には管理者に主任ケアマネジャーという資格を  
持った職員を置かなくてはならないという決まりがあります。なかなか主任ケアマネジャー  
の資格を持っている人が見つからないというのが主な原因です。なお、現在休止の事業所も  
人員を確保でき次第、再開予定です。

委 員：令和3年度の決算の状況を見ていますと、繰越金が2億2,300万ほどで、その中には、  
国や県へ精算に伴う返還金があると思いますが、令和4年度に返される見込みはいくらぐら  
いになるのでしょうか。

事 務 局：国県等の返還金ですが、2億2,300万円のうち、約2億円強が返還となります。

元々、介護保険事業特別会計では概算で国県等から交付金が交付されますので、若干多めに  
交付金が入ってきますが、今年は、たまたま給付費が計画値より伸びなかったので、差が大  
きくなりました。

委員：消費税は介護保険等の費用に回すためにアップされたと思っておりますが、消費税アップの分が介護施設に回っている実感が全くありませんと聞きます。市としてはどのように感じておられますか。

事務局：基本的に消費税の財源を充てているのは地域支援事業になります。全部が充たっている訳ではないですが、具体的に言いますと、一般会計に移った生活支援体制整備事業の費用については、全て社会保障の充実ということで消費税が財源として充たっております。直接事業所にとというのは、基本的にはないと思います。それとは別に、介護職員処遇改善で、報酬が上がったり、賃金の底上げというところでの補助金というのはありますが、ただこれは一時的なものであって、結局、その部分が介護報酬に上乘せになってきます。そうなってくると、給付費が増えて、保険料が増えることにつながりますので、できるだけ保険料を抑えるよう運営して行きたいと思います。

委員：何故、2回も連続で同じような質問をさせてもらったかと言いますと、先ほどの休止状態になったりとか、いろんなスタッフが補充されているというのは、やはり給与面等で、辞めていかれる方があったり、また、入ってきたけども実際の労働の環境とか子どもを預ける場所がない等、働く上での環境が整備できていないというところで、辞めざるを得ないという形になってしまうのは、もったいないというところでお金の話をさせていただきました。

事務局：それともう1点、市では、1段階から13段階に分けて保険料を納付いただいておりますが、資料の2. 介護保険料の状況をご覧くださいますと、その中でも低所得の方が該当する1段階から3段階については、低所得者保険料軽減負担金として、消費税を財源とする補助金により、さらに軽減をさせていただいております。この軽減分の補助金の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

委員：今日テレビを見ていたら、大阪では介護保険を利用して、介護器具や手すりをつけたりする悪徳業者が、かなり暗躍しているみたいです。1人暮らしの老人を狙って、書類も全部業者が書いて、個人情報も全部聞き出してということで、かなり件数が増えているようです。被害に遭われた方も、介護保険で負担が少ないため、被害として表に出てきてない数字もかなりあると聞いていますが、米原市でそういった事例があるのかどうかと、今後に向け

て啓発をしていくべきかなと思いますが、そのあたりの考え方を教えていただけますか。

事務局：基本的に介護保険制度の住宅改修というのは、ケアマネジャーが理由書等を書いていただくにあたって、必ず介入していただける状況にありますので、米原市で先ほどおっしゃったような事例というのは確認されておられません。

委員：わかりました。大阪の場合は、かなり数が多いので、ケアマネジャーが事務的に処理をするということも結構あるようです。今のところ米原市は、おっしゃったように件数も多くないかと思いますが、そういう被害というか、悪徳業者が立ち入る隙がないように該当するご高齢の方々に何かの形で、また、お声掛けしていただけると良いかと思います。

委員：今おっしゃっておられました、住宅改修の理由書をケアマネジャーが書くという件ですが、制度上はケアマネジャーが書かなくても良いとなっているはずですが、もしかすると、悪徳業者は、書類全部書いてあげますよと言って、自分のところが儲かるように書いているのかなと思います。ですが米原市は、そこは駄目ということで、必ず理由書はケアマネジャーじゃなくてはいけないと決めておられますよね。

事務局：必ずではないのですが、適切な改修となるようケアマネジャーに関わっていただけるようお願いしています。

委員：悪徳業者の悪質な改修を防ごうと思うと、理由書を必ずケアマネジャーが書きましようというようなルールを徹底していただけると防げるのかなと思いました。

委員：悪徳業者が万が一入って来た時に、やはりケアマネジャー等のサポートがないと、それでなくても高齢で低所得の方が、詐欺被害に遭ってしまうとますます弱ってしまわれるので、米原市は、市の財政にも介護保険の会計も圧迫しないような方法をとっていますという二重のロックをかけておくと安心かなと思います。実際に大都市のいろんな機能を持っている大阪でさえそういう状況ということで、高齢者を守るためにもまた一考してください。

委員：悪徳業者の話が出ましたが、被害っていうのは、市なり警察が把握した人数、それは

氷山の一角であって、実際はものすごくたくさんの方がいます。行政なり警察等々の把握というのは、ほんの一部ということで、絶対ないということには有り得ません。

事務局：今、おっしゃっていただいたとおり、当然把握できていない部分がありますので、ないとは言いきれないと思います。高齢者の方は1割負担、2割負担、3割負担していただくことになりまして、特に住宅改修等につきましては、一旦、本人が全額支払っていただき、領収書をもって、後からその費用の9割、8割、7割を返す償還払いが基本になります。ただ、そのお金がちょっと用意できないという方については、受領委任払という方法もあって、本人さんは1割負担だけして、残りを業者に払うというような取り扱いもさせていただいております。今ほどのご意見を参考にさせていただきたいと思います。今ほどの話は住宅改修だけではなく、特に福祉用具については、同じ用具でも以前は全国的に金額がバラバラでありましたが、そこも大分統一していくような動きにはなっております。悪徳業者に対しては、市としまして、監査機能をしっかりするというので、特に地域密着型サービスについては、指導監査については市が行うとなっておりますので、毎年、指導監査や実地指導をさせていただいているところです。

委員：追加ですが、改修する業者は一般に県外も有り得るのですか。基本的に県外業者は望ましくないと思っておりますが、ケアマネジャー等も関わって、県外業者の場合もあるんですか。

事務局：基本的には市内、湖北地域、彦根を含めた湖北湖東圏域のサービス事業者がほとんどです。ただ、大規模な住宅改修をされる場合は、お付き合いのある業者ということで、岐阜県の業者である場合もあります。

委員：悪徳業者ということですが、例えば米原市商工会で登録制にさせていただいて、信頼できる業者だけを登録してもらおう。そういう提携をしてもらおうのも1つの手かなと思いますので、悪徳業者が入れないように登録制度を用いてもらったらどうかと思います。

事務局：ありがとうございます。別の部署ですが、住宅リフォーム制度で、市内経済を循環させる目的で市内業者限定ということをしていただきましたが、介護保険制度の住宅改修に

関しましては、専門の知識を持っている福祉用具の専門業者でされているところが多いので、市内に限定するのは難しいと思います。この住宅改修に関しましては、本市の理学療法士等も助言していますので、できるだけそういった悪徳業者に引っかからない体制も整えていきたいと思います。

委員：そういうところを踏まえて、なるべく市内の業者や専門業者、そういうところを斡旋するようにしていただいたら良いのではないかなと思います。

委員：以前は、福祉用具の購入の業者は決められてなくて、どこでも良かったんですけど、何年か前から、福祉用具購入の事業所は決められるようになったので、住宅改修の事業所も市に届出を出された事業所にしてもらえると良いのではないかと思います。

委員：先ほど言い忘れましたが、今日のテレビを見ていたら、手すりの変なところについていたり、傾いていたり、グラグラしていたり、掃除のときに頭をぶつけるようになったとか、手すりを持ったら転げ落ちた等、命にもかかわるようなことも起こり得るので、検討をお願いしたいと思います。

事務局：確かに、介護保険制度を使つての住宅改修に慣れておられない業者が来られると、改修内容等でスムーズに進まないということがありますので、市の指定として登録するというのは難しい状況ですけれども、1回住宅改修をしていただいた業者に対して、資質の向上を目的に住宅改修の研修などをしても良いかなと感じています。

会長：悪徳業者というのは、どうしても入ってきますので、入ってくるというのを前提の上で対応する必要があると思います。他にご意見等ございますでしょうか。

委員：コロナで大変な状況が続いている中、サービスの利用が少なかったため、介護保険の給付はそれだけ増えていかなかったという先ほどの話だったと思うんですけど、現実的に例えば訪問リハビリテーションにしろ、訪問介護にしろ、訪問看護にしろ、かなり利用が少なくなつて来ていますが、これが少なくなつて来ているとって、施設入所があるかと言うと、施設入所も少なくなつています。この辺はコロナによって、利用者の方がそれだけサービス

を減らすしかなかったとか、そういったいろんな状況がある中、結果的に家族の方に負担がかかってしまっている状況でも利用しなかったっていうことになっているのか。そこら辺の減ってきている現実を市としてどう判断しているのかを教えていただきたいということと、デイサービスが少なくなったから良かったのではなくて、その辺の分析をかなりしっかりとしておかないといけないんじゃないかという気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

事務局：コロナの影響として、特に認定の状況、認定控えというのが全国的に聞かれていたんですが、米原市では特にそういうこともないような状況でした。ただ、この数字を見ますと訪問系が少ないというところで、米原市は今までから通所系が非常に高い数値を示しておりました。通所系を見ていただきますと、ここが一番大きな減少となっておりますので、若干の利用控えはあったかと思うんですが、施設サービスも若干減っているという状況で、高齢者数から見ると認定者数も増えていく訳ですけども、米原市はそれほど大きく伸びていません。その中で、重度の介護サービスをたくさん使っておられた方が亡くなられて、追加資料2で説明させていただきました、新たに認定を受けられた方は、非常に軽度の方が多いというところで、予防サービスが増えているというような分析をさせていただいております。滋賀県国民健康保険団体連合会にもコロナの影響について、全国的なところや滋賀県の状況について話をしたんですが、特に大きな影響はなかったと聞いております。ただ、平成31年度まで、給付費が伸びてきて、ここ2、3年、落ち着いているというような状況ですので、今、軽度の人をいかに介護予防等に気を付けながら健康寿命を延ばしていくか、介護認定を受けている人は悪化しないように介護予防をしてもらって、介護認定を受けておられない方をいかに予防でつないでいくかというところが、介護給付費が上がることを防ぐことにつながるというように考えております。

会長：他、ご質問、ご意見いかがでしょうか。おっしゃるように、令和3年度の給付費の増減については、コロナ等いろんなものが絡んでいる可能性もありますので、その辺はもう少し様子を見ないことには何とも言えないというのが現状かと思えます。

特にご質問、ご意見、ないようでしたら次の「(2) 地域支援事業費執行状況内訳および実績について」の説明を事務局からよろしく申し上げます。

## (2) 地域支援事業費執行状況内訳および実績について

事務局：〈資料に基づき順次説明〉

会長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。

委員：地域支援事業費執行状況内訳についてですが、令和2年度の買い物生活リハビリ事業委託料が31万5,700円ですが、令和3年度は0というのは何か理由があったんですか。

事務局：令和2年度ではこの事業を委託で実施していましたが、令和3年度では委託していた事業所で直接実施していただいております。

委員：まいばら体操をユーチューブに載せられていて、他の都道府県や市町においてユーチューブで健康体操を載せているところはないので、米原市はがんばっているなという感想を持ちました。私も市から積極的に進められて、専門のトレーナーさんにやってもらいました。その時やっておられた人が、もう90を超えた人もいるんですが、入所されるまで元気に続けてくれて、嬉しいなと思いました。

それともう1つ、福祉政策課で進めておられる歩く運動で、記録をつけていって何個か達成したら市からいろんな健康のためのグッズをプレゼントしてもらえるとというのがあって、それも10年以上続いているんですが、私より高齢者の方が忘れていないので、やって良かったなと思っています。

お茶の間創造事業も実施していかなければと思っているんですけど、今またようやく私らの年代で、お茶の間創造事業に代わる地域の花壇づくりを始めています。あらゆる地区で実施されていますが、人の真似でも何でもいいので、要は身体を動かして、話し合いの場を作ることです。

ただ、どこの地区の話聞いても団塊の世代を中心として、継続していくのを悩んでおられますので、継続していく知恵を市からアドバイスいただけたらなと思います。

事務局：市としましても次の担い手というところが課題で、現在のやり方をもう少し多様化していく必要があると思っています。現在のお茶の間事業が自治会単位で行われていまして、なかなか自治会も人材不足で疲弊している中、継続は難しいという声も聞いております。も



う少し広域で実施したり、引きこもりの支援をしたいとか、フードバンクということで、食糧支援をしたいというような声が様々聞かれています。そういった団体と一緒に何かできないかというところを社会福祉協議会とも一緒に探っていって、活動を広げられたらと思っております。

委員：地域リハビリテーション活動支援事業の元気の一步事業ですが、これに参加しているのは、私だけなんです。6月から始めて、1か月ずっとやってきましたら、やっている人の平均が私の1か月の平均と一緒になんです。せっかくこんな面白い企画をしてくれてますので、もっと皆さんにやってもらえるように工夫をされたらどうですか、というのが1つ。それからもう1つ。同じページのところに、ご近所元気にくらし隊員養成講座がありますが、これは非常に面白そうですけど、内容がはっきり分かりません。実績が養成人数11人となっており、7月下旬ぐらいから始まると思うんですが、この講座の参加人数を教えてください。

事務局：まず、元気の一步事業ですが、現在、5名ほど申し込みがあります。他の事業でもリハビリ専門職が訪問をしまして、元気の一步事業を紹介するというような事業を展開しておりますので、ここで人数が増えていくと思います。

次に、ご近所元気にくらし隊員養成講座ですけれども、筑波大の先生、口腔関係の先生、運動、認知症、生活支援、高齢者の方の健康の支援ということで看護師に来ていただいたり等々、様々な内容で養成をしていきたいと思っております。近年、申し込みが少なかったんですが、テレビの影響かもしれないですが、今年は50人ほどお申し込みいただきました。コロナが流行ってきましたので、感染対策をしながら、できる限り受けていただけるようにしていきたいと思っております。

委員：山東、伊吹に比べて米原、近江のZTVの受信率が低いというのを聞きました。市の健康福祉に関する広報活動を一生懸命していただいておりますが、そういうイベントに対する参加率は米原、近江より山東、伊吹の方が多く感じますか。米原、近江の参加率が低いなら別のPR活動も考えなければいけないのではないかと感じて質問をしました。

事務局：申し込みいただいている中では、伊吹山テレビから申し込みましたというよりも、回覧板が回ってきて申し込みましたというのが今年はいかなと感じております。

委員：回覧板ということで、自治会単位で申し込んでこられるか、グループなのか、個人的なのかそこら辺はどうですか。

事務局：今年は、個人の方が多いかなという印象があります。

委員：重層的支援体制整備事業の内容について教えていただきたいと思います。

基本的なことかもしれませんが、1番のところも総合相談事業ですけど、窓口で相談を受けて、各担当部署、関係機関につないだとあります。重層的支援体制整備事業というのは、私の理解では、縦割りの部分では解決できない複合的な問題を抱えている事例が数多くあるということで、各機関、重層的というか、その名のとおり、一緒になって支援をしていくということだと思んですが、関係機関につながりましたというだけでは、何かあまり変わらないのかなという気がしております。相談支援というのは基本的にワンストップであるべきだと思いますので、包括というのはそういう意味だと思うんですけど、実際に相談を受けられた場合にその後、どのような流れで支援をしていかれているのか説明していただけたらと思います。

事務局：重層的事業ということでは、先ほどご説明しましたとおり、8050問題であったり、ヤングケアラーであったりとか、1つの課題ではなく、例えば家族が介護をしっかりと受けられていないので、仕事に出られなくて困窮になっている、介護に困っているであったり、そういった暮らしにくさという問題が複合しているために、これまでの制度では十分に対応できない問題を重層的支援体制整備事業ということで、例えば、これまで1つの窓口で対応していた市の事業であったり、福祉の事業で解決できないケースについて、各機関が集まって、対応できるものは、それぞれが連携して対応しているというようなものです。例えば、生活困窮しているような場合ですと困窮対応窓口もありますので、そこで家庭の支援であったり、就労への支援であったりというのもあります。これまで縦割りでやっていたものをこういった1つの総合相談で実施することで、いろいろなケース、いろいろな窓口につないで、総合的なサービスを提供できるようにするという形で、令和3年度から進めているところです。

会 長：体操の効果をあげておられますが、ベースとして、この事業に参加された方は、健康と申しますか、標準より良い人なのか悪い人なのかどちらですか。というのは、例えば歩行速度も立ち上がり速度も、多分これは厚生労働省が出している介護予防で大体の値っていうのがあると思いますが、悪い人が改善したのか、良い人が良くなったのか、っていうのはどうですか。

事 務 局：本当であれば、虚弱な方を対象にしたいと思っておりましたが、今回の場合、体力測定に参加者が少なかったということもあり、比較的元気な方が参加されたという印象です。

会 長：これは、元気な人が元気になったという値ですね。それから、筋肉量について、タニタが実施されているということは、体重計で測った数値ですね。同じ人が同じ時間に測らない限り、正確には出ないと思います。

それと、次の体操の効果で、米原市版の体力年齢というのを考えられていますが、これは意味があるのかなと思います。というのは、米原市の中では良いかもしれないけど、米原市自体が体力的に弱っているのか、上がっているのかわからないし、なおかつ最初が76.8歳、事前って書いていますが、元々この集団というのは、平均年齢76.1歳ですね。数値として悪くなっていますが、ものすごく良くなっているように見える可能性もあります。全国比較で米原が低いのか、高いのかを示せると良いと思いますが、どうですか。

事 務 局：全国で比較するというよりも、参加者に分かりやすい形で、体力測定の数値を見せたいというところから始まっております。複合的な指標で、ご自身の体力の前後比較を見てくださいというところで、全国で比較するというのはちょっと難しい指標かなとは思っております。

会 長：元々76.1歳の集団が76.8歳となっているこの数値で、2歳良くなったら良いのか、1歳で良いのか、0.5歳だったらずいのかというのが分からないのを出して意味があるんだろうかという話です。

事 務 局：大学の先生と相談したいと思います。

会 長：体操に来られた人は、ある程度健康な人で、健康な人が運動すると良くなったっていうことだけかと思います。この式は、元々76.1歳の平均で、その年齢で出るというような式にしてもらうと、ある意味、説得力もありますが、数式のマジックでいかようにも見せられますので、その辺は注意していただいたら良いかなと思います。

特にご質問、ご意見、ないようでしたら次の「(3) いきいき高齢者プランまいばら 第9期介護保険事業計画／高齢者福祉計画の策定に向けたスケジュールについて」の説明をお願いします。

### (3) いきいき高齢者プランまいばら 第9期介護保険事業計画／高齢者福祉計画の策定に向けたスケジュールについて

事務局：＜資料に基づき説明＞

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。協議会としては、9月にアンケートの素案が出てくるので、それを見るというのが次の仕事としてはあるわけですね。

事務局：そういうことになります。

会 長：この前、話に出ていたようなスマホを使ってアンケートをするというのは、なさそうです。それでは、その他として事務局から何か報告がございましたらお願いします。

### (4) その他

- 認知症高齢者の推移
- 市民のくらし緊急対策について
- ほいく・かいご・ふくしのしごと就職フェアについて

事務局：＜資料に基づき順次説明＞

会 長：ありがとうございました。3つほどありましたが何か、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にないようでしたら、これで本日の議事は全て済みしましたので、後は事務局の方でよろしく願いいたします。

#### 4. 閉 会

事務局：会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。

次回の予定としましては、9月に開催を予定しておりますので、またご出席方、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、最後に、くらし支援部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

くらし支援部長：委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議いただくとともに、数多くのご意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

最後の議事でも説明させていただきましたように、現行のいきいき高齢者プランまいばらにつきましては、来年度の令和5年度が最終年度となりますので、委員の皆様のご協力を賜りながら、今年度と来年度2か年にわたりまして、次期計画の第9期計画を策定していきたいと思っております。第9期計画の計画期間は、先ほど説明がありましたように、令和6年から令和8年の3か年となりまして、これは戦後すぐの第1次ベビーブームの時に言われました、いわゆる団塊の世代が、後期高齢者の年齢に達して、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されます、いわゆる2025年問題となります令和7年を含むこととなります。そのような社会的背景も含めまして、市では全ての高齢者の方が生きがいに満ちて、自分らしく暮らし続けることができる健康寿命の延伸に向け、また地域共生社会の実現、そして認知症対策と幅広い施策を積極的に取り組んでいけるような計画にしていきたいと思います。

委員の皆様には引き続き、次期計画の策定に向けまして、忌憚のないご意見を頂戴するとともに、本市の地域福祉全般にわたって、お力添えを賜ることをお願いしまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。外は、暗くなっておりますし、どうも雨脚も強いようですので、気をつけてお帰りいただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。